第十二章　統計上の情報、研究及び調査

第三十二条　統計上の情報

(1) 機関は、次の情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報（市場の種々の区分に属するコーヒー及びコーヒーを含有する製品の生産、消費、貿易及び価格に関する情報を含む。）

(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的な情報

(2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報（コーヒーの生産、生産の傾向、輸出、輸入、再輸出、流通、消費、在庫、価格及び課税に関する定期的な統計に係る報告を含む。）を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し、又は販売する特定の個人又は会社の活動内容を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、可能な範囲内で、要求された情報をできる限り詳細、適時及び正確に提供する。

(3) 理事会は、指標価格制度を定め、実際の市場の状況を反映した日ごとの複合指標価格を公表する。

(4) 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計上の情報その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。加盟国は、理事会に対し、当該情報の提供が困難であることを通報し、技術援助を要請することができる。

(5) 理事会は、情報の提供について加盟国に対する技術援助が必要であると認めるとき、又は加盟国が(2)の規定に基づいて要求された統計上の情報を連続した二年の間提供しなかった場合において、理事会の援助を求めなかったとき、若しくは不履行の理由を説明しなかったときは、これらの加盟国が要求された情報を提供することとなるよう主導することができる。

第三十三条　原産地証明書

(1) 機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するために、原産地証明書制度を定める。当該制度は、理事会が承認する規則に従って運用される。

(2) 加盟輸出国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し、及び機関が承認した資格のある団体により発行される。

(3) 加盟輸出国は、(2)に規定する業務を行わせるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通報する。機関は、理事会が承認する規則に従い、かつ、明示的に非政府団体を承認する。

(4) 加盟輸出国は、例外的であり、かつ、正当な理由がある場合には、原産地証明書において提供されるコーヒーの輸出に関する情報を原産地証明書に代わるものを用いて機関に提供することを認めるよう理事会に要請することができる。

第三十四条　研究、調査及び報告

(1) 機関は、加盟国を援助するため、コーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告書その他の文書の作成を促進する。

(2) (1)に規定する研究及び調査並びに文書には、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、コーヒーのバリューチェーンの分析、金融上のリスクその他のリスクを管理する取組方法、政府の施策がコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響、コーヒー産業の持続可能性に関する分野、コーヒーと健康との間の関係並びに伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるコーヒー市場の拡大の可能性に関するものを含むことができる。

(3) 収集され、編集され、分析され、及び周知される情報には、技術的に可能な場合には、さらに、次の事項を含むことができる。

(a) 地理的に異なる地域、品質に関する製品の状態等の状況によるコーヒーの量及び価格

(b) 生産及び消費における市場の構造、隙間市場及び新たな傾向に関する情報

(4) 理事会は、(1)の規定を実施するため、研究、調査及び報告の年次事業計画（必要な資金の額の見積りを含む。）を採択する。これらの活動については、運営予算内の項目又は予算外の資金源のいずれかによりその費用を支弁する。

(5) 機関は、小規模なコーヒーの生産者の財務状況の改善（信用及びリスクの管理を含む。）を援助するため、当該生産者による情報の入手を促進することに特に重点を置くものとする。

第十三章　一般規定

第三十五条　新たな協定の準備

(1) 理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる。

(2) (1)の規定を実施するに当たり、理事会は、第一条に定めるこの協定の目的の達成に関する機関による進捗状況を検討する。

第三十六条　持続可能なコーヒー産業

加盟国は、千九百九十二年にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議により採択されたアジェンダ二十一及び二千二年にヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議において採択されたアジェンダ二十一に含まれる持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。

第三十七条　生活水準及び労働条件

加盟国は、国際的に認められた原則及び適用可能な基準に留意しつつ、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う。さらに、加盟国は、労働基準を貿易に関する保護主義的な措置をとるための理由として用いないことについて合意する。

第十四章　協議、紛争及び苦情

第三十八条　協議

加盟国は、この協定に関する全ての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに関する協議について好意的な考慮を払い、かつ、当該協議のための十分な機会を与える。事務局長は、当該協議の間に、いずれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。事務局長が委員会を設置することについていずれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することができる。協議により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告するものとし、事務局長は、全ての加盟国にその報告を送付する。

第三十九条　紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であって交渉によって解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請に基づき、決定のため理事会に付託される。

(2) 理事会は、紛争及び苦情の解決のための手続を定める。